兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

兵庫労働局長　小林　　健

第４号中「１時間794円」を「１時間819円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

和歌山労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間731円」を「１時間753円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間696円」を「１時間718円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間735円」を「１時間757円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

広島労働局長　内田　昭宏

第４号中「１時間769円」を「１時間793円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間731円」を「１時間753円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

徳島労働局長　飯野　弘仁

第４号中「１時間695円」を「１時間716円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間696円」を「１時間717円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

福岡労働局長　辻田　　博

第４号中「１時間743円」を「１時間765円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

熊本労働局長　徳田　　剛

第４号中「１時間694円」を「１時間715円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

大分労働局長　南保　昌孝

第４号中「１時間694円」を「１時間715円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

宮崎労働局長　元木　賀子

第４号中「１時間693円」を「１時間714円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金（昭和55年鹿児島労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

鹿児島労働局長　江原　由明

第４号中「１時間694円」を「１時間715円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成28年９月１日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間693円」を「１時間714円」に改める。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人高橋隆一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成28年９月１日　　水戸地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社パーフェクト投資顧問

２．住所　大阪府豊中市曽根東町４－３－13（登記上）大阪府豊中市蛍池中町２－９－21－302

３．代表者の氏名　貴嶋　俊伸